

令和2年4月17日

お客さま各位

緊急事態宣言発令に伴う当金庫の取組みについて

いつも当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」を受け、当金庫では、お客さまや当金庫職員の健康・安全を最優先に新型コロナウイルス感染症の拡大防止につとめるとともに、お客さまの事業資金のご支援等の金融サービスを維持するために、令和2年4月20日より令和2年5月6日までの期間について、下記のとおり対応させていただきます。

何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。尚、新型コロナウイルス関連融資につきましては、通常通り受付けておりますので、何なりとお申出ください。

1. 営業店におきましては、職員の交替勤務を実施いたしますので、窓口において、通常より待ち時間が長くなる場合がございます。
2. 得意先係の活動を原則自粛させていただきます。尚、訪問予定先のお客さまへは、訪問自粛の旨電話連絡をさせていただきます。
※定期預金・定期積金満期処理につきましては、原則5月7日以降とさせていただきます。
※定期積金集金につきましても、原則5月7日以降とさせていただきます。
★但し、緊急での訪問希望がございましたら、お取引店舗へご連絡いただきますようお願いいたします。
3. 緊急事態宣言の期間が延長された際には、1.2.の期間を延長させていただく場合がございますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上